

東南アジア・オセアニア地域 税務ニュース5月号

May 2023 | Volume 21



目次

1. 今月のハイライト	p.1
2. 各国税務ニュース(2023年4月30時点)	p.2
ベトナム　　フィリピン　　マレーシア　　シンガポール　　オーストラリア	
3. セミナー情報	p.4
4. 各国問い合わせ先	p.5

今月のハイライト

1. マレーシア内国歳入庁(IRB)は、2024年より段階的に「e-invoicing」の制度を導入する予定です(売上がRM1億超のマレーシアの事業者は2024年6月から導入)。自社で必要となる対応をあらかじめ検討し、今後の動向を注視しつつ、適時に対応できる体制を備えておく必要があります。
2. シンガポール内国歳入庁(IRAS)は2023年3月31日、一般的租税回避否認規定の適用に関する通達を改正し、YA(賦課年度)2023から適用が開始される50%の付加課税に関する解説や、新たな租税回避アレンジメントの設例を追加しています。
3. オーストラリアの Jim Chalmers 財務大臣は、2023年5月9日に2023-24年度連邦政府予算案を発表しました。グローバルミニマム課税の導入に関しては、2024年1月1日以降に開始する事業年度より所得合算ルール(IIR)および国内ミニマム税率(QDMTT)が適用され、2025年1月1日以降に開始する事業年度より軽課税支払ルール(UTPR)が適用されます。

各国税務ニュース(2023年4月30日時点)

ベトナム

個人情報保護に関する政令の公表(Decree 13/2023)



ベトナム政府は4月17日、ベトナムで初めての包括的な個人情報保護法である「個人情報保護に関する政令」(Decree 13/2023/ND-CP)を公表しました。当該政令は一部の中小企業を除き全ての企業に適用され、個人情報の取り扱いやインシデント発生時の措置、罰則などの重要な規定が含まれています。施行日は2023年7月1日の予定で、施行までの期間が短いことから、当該政令で求められる対応と現状のギャップ分析を早急に行うことが重要となります。

フィリピン

BOIに登録変更したIT-BPMセクター登録企業に関するQ&A



在宅勤務導入のためにBOI(投資委員会)登録へと変更したIT-BPM(ビジネス・プロセス・マネジメント)セクター登録企業に関するQ&Aが公表されています。財政インセンティブ審査委員会(FIRB)は、該当する企業の報告要件や各種手続きについて解説しています。

マレーシア

e-invoicingの導入



マレーシア内国歳入庁(IRB)は、2024年より段階的に「e-invoicing」の制度を導入する旨を、IRBセミナーなどでアナウンスしています。「e-invoicing」とは、「事業者間の請求書データを、自動的かつ電子的に処理することができるデータフォーマット形式により授受すること」を指し、当該請求書データが中央処理機関(Central Platform)を通じて税務当局に自動的に共有されることが想定されています。

売上がRM1億超のマレーシアの事業者に対しては2024年6月から導入されます。現時点では技術仕様などの具体的な内容は示されておらず、予定時期での開始には困難が見込まれますが、自社で必要となる対応をあらかじめ検討し、今後の動向を注視しつつ適時に対応できる体制を備えておく必要があります。詳細は、[英文記事](#)をご覧ください。

シンガポール

シンガポール税制アップデート(1)(2)



TAMによる支払利息の損金算入に関する通達の改正

シンガポール内国歳入庁(IRAS)は2023年2月28日、Total Asset Method(TAM:総資産法)による支払利息の損金算入可能額の計算に関する通達を改正し、TAMの計算式に用いる資産額や、支払利息には為替差額部分が含まれる点などの明確化を行いました(詳細)。

損金算入可能な寄附金に関する通達の公表

IRASは2023年3月2日、税務上損金算入可能な寄附金に関する通達を公表し、公的機関(Institution of a Public Character)や助成金交付慈善団体(Grant-Making Philanthropic Organisation)に対するどのような拠出金が税務上損金算入可能となるかを明らかにしました。また、本通達では寄附金とスポンサーシップの差異についても明確化されています(詳細)。

FRS116(リース)の適用に係る税務上の取り扱いに関する通達の改正

IRASは2023年3月14日、FRS116号(リース)の適用に係る税務上の取り扱いに関する通達を改正し、為替差額部分の税務上の取り扱いの明確化や、契約上の支払リース料を損金算入する際の追加要件(税額計算書内のキャッシュフロー計算書に契約上の支払リース料の調整額を掲載)などを更新しています(詳細)。

信託の受託者による異議申し立て手続き

信託による異議申立期間に関する税務規則が 2023 年 3 月 22 日に発効(同日に異議申し立て手続きに関する通達も改正)し、一定の信託の受託者は、賦課決定通知(Notice of Assessment)の日から 2 ヶ月以内(従前は 30 日以内)に異議申し立てができるようになりました([詳細](#))。

一般的租税回避否認規定の適用に関する通達の改正

IRAS は 2023 年 3 月 31 日、一般的租税回避否認規定の適用に関する通達を改正し、YA2023 から適用が開始される 50% の付加課税に関する解説や、新たな租税回避アレンジメントの設例を追加しています([詳細](#))。

買手の追加印紙税・追加譲渡税の税率引き上げ

シンガポール政府は 2023 年 3 月 27 日、居住用不動産の取得に課される買手の追加印紙税(Additional Buyer's Stamp Duty)の税率引き上げを公表しました。IRAS は同日、引き上げ後の税率、経過措置、FAQ をまとめたファクトシートを公表しています。追加印紙税の引き上げに伴い、買手の追加譲渡税(Additional Conveyance Duties for Buyers)の税率も引き上げられました([詳細](#))。

GST 上の直接の関連および受益に関する通達の改正

IRAS は 2023 年 4 月 6 日、GST の「直接の関連および受益」に関する通達を改正し、2023 年 1 月 1 日以降に提供される旅行代理店業務に関する取り扱いを変更しています([詳細](#))。

BEPS 防止措置実施条約(MLI)によるルーマニアとの租税条約の改正

シンガポールとルーマニアとの間の租税条約について、2023 年 4 月 5 日に MLI 条約による改正が発効されました([詳細](#))。

オーストラリア [Monthly Tax Update April](#)



オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下について解説しています。

- 過少資本税制の変更に関する法案のコンサルテーション
- 新たな公開 CbC レポート法
- 特定の外国人所有者が取得・保有する NSW の住宅用地に適用される印紙税および土地税の課徴金の無効について
- ATO が調達ハブをめぐる税務紛争を解決

また、オーストラリアの Jim Chalmers 財務大臣は、2023 年 5 月 9 日に 2023-24 年度連邦政府予算案を発表しました。[本ニュースレター\(日本語\)](#)は当該予算案に含まれる税制改正の概要について解説しています。

セミナー情報

各国または日本で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【オーストラリア】税務セミナー：税制改正と予算案概要について

Jim Chalmers 財務大臣は 5 月 9 日に 政権発足後 2 回目の連邦政府予算案を発表しました。2022 年 10 月の予算案で発表された過少資本税制、無形資産の低・無税率国での保有に伴うオーストラリアでの損金不算入、税務情報の一般開示については本年 3 月に草案が発表され、コンサルテーションのプロセスが進んでいます。

PwC オーストラリアの日本企業部では、上記の草案と 5 月 9 日の連邦政府予算案で発表された税制改正案に関する日本語セミナーを開催し、日本企業に影響のある税制改正について掘り下げて解説します。

※ 競合企業の方のご登録はご遠慮ください。

配信期間：2023 年 5 月 15 日(木)～11 月末日

配信方法：オンデマンド配信

詳細および登録リンク：https://event.webcasts.com/viewer/event.jsp?ei=1607765&tp_key=39c02f6ed4

価値創造の源泉としての“無形資産” 10 年先まで持続的に企業価値を向上させる、マネジメントの 3 つの鍵

昨今、ESG やサステナビリティの重要性に関する認識が高まり、非財務情報の開示が求められるようになってきています。本セミナーでは、日本企業が目指すべき将来志向・統合思考での価値創造経営を実現するために必要となる考え方と押さえておくべきマネジメントの 3 つの鍵を紹介します。

配信日時：2023 年 6 月 15 日(木)14:00～15:45(日本時間)

配信方法：ライブ配信

詳細および登録リンク：<https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/c1230615.html>

エンドツーエンドで考えるサブスクリプションサービスの収益化—サブスクリプションサービスの上手くいかないを解決—

PwC コンサルティングと SAP は表題のセミナーを開催し、サブスクリプションサービスの収益化に向けた中長期計画の策定、営業案件作りから債権回収までのエンドツーエンドのビジネスプロセス、収益化を実践するための考え方など、重要な方策について解説します。

開催日時：2023 年 6 月 9 日(金)13:00～15:00

配信方法：ライブ配信オンライン：SAP On24 プラットフォームにて配信

視聴時間：120 分

詳細および登録リンク：<https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/c1230609.html>

各國問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者 神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwCインドネシア パートナー)

PwC税理士法人(日本) 神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、青木 一憲(金融)、本間 稔(移転価格)、田中 文人

PwCインドネシア 菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井和光、深澤 直人、濱田 孝一、松澤 智之、石山 洋平、水野 直樹、井上 由貴
問い合わせ先: id_jbd@pwc.com

PwCタイ 魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、木村 洋平
問い合わせ先: th_jbd@pwc.com

PwCベトナム 今井 慎平(カントリーリーダー)、小山 誠祐、小暮 寛之
問い合わせ先: vn_jbn@pwc.com

PwCフィリピン 東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、大川 恵津子
問い合わせ先: ph_jbd@pwc.com

PwCマレーシア 杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、水本 賢一、緩詰 真梨子
問い合わせ先: my_pwc_japandesk@pwc.com

PwCシンガポール ハワード・オオサワ(ジャパンデスク 税務統括)、北村 勝信、山本 尚紀、海谷 亮介
問い合わせ先: sg_japan_desk_tax@pwc.com

PwCオーストラリア 寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、伊藤 大介
問い合わせ先: au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的としたe-learningコンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwCグローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

→ バックナンバーは、こちらからご覧ください。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界152カ国に及ぶグローバルネットワークに約328,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。
© 2023 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.